（一）　第409号　【昭和27年9月25日第三種郵便物認可】　THE MIIKE　（毎週日曜日発行）　1955年 12月4日（日）

みいけ

発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番
編集兼発行人　山本徳廣
三鉱労組印刷工場

三鉱労組
機関紙

期手妥結直ちに調印
つぎの賃闘に備えよう

三井の期末手当交渉は、二十四日七、〇〇〇円が提示されたのは既報の通りであるが、二十八日午後三時五十分から開かれた団交で会社は七、二〇〇円（内税抜一、五〇〇円）を提示してきたが、組合はこれを一蹴した。

また三十日に開かれた八社ブロック会議では、各社の経過及び闘争突入資本別重点スト突入支部を確認した。

これに引続き任友では第二、第三と第五次案まで提示、十二月三日午前零時より、五時までの団交の席上会社より八、二五〇円（内税抜一、五〇〇円）プラス五〇円（福利厚生資金）が提示され、妥結した。

これにより中闘では午前七時より中闘委員会を開催し、午後より各社一せい団交を開始、午後零時に妥結し、三鉱連は会社との間に協定書の仮調印を行つた。

協定書

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合とは、三井鉱山株式会社直轄鉱員に対する昭和三十年上期々末手当に関し左記の通り協定する。

記

一、期末手当として昭和三十年九月末日現在々籍直轄鉱員（組合専従者及び罷役者を除く）一人当り平均八、二五〇円を以て計算した金額を、昭和三十年九月末日以前に採用され且つ支給当日在籍する直轄鉱員（組合専従者及び罷役者を除き十月一日以降支給当日までの間の停年退職者及び公死者を含む）に支給する。但し上記一人当り平均額の中一、五〇〇円は無税とする。

二、各人別配分方法は各事業所毎に会社は組合と協議の上決定する。

昭和三十年十二月三日
三井鉱山株式会社
常務取締役　近藤　淳
日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部竹松

覚書

会社は三鉱連に対し福利厚生資金として昭和三十年九月末日現在々籍直轄鉱員（組合専従者及び罷役者を除く）に一人当り五〇円を一括支給する。

昭和三十年十二月三日
三井鉱山株式会社
常務取締役　近藤　淳
日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　阿部　竹松

諒解事項

会社、三鉱連とは会社、炭労との間で締結された昭和三十年上期々末手当に関する協定書に基き左記の通り了解する。

記

1、期末手当の各人別配分額の中一、五〇〇円（配分額が一、五〇〇円に満たない者は、その金額）に限り、会社と日本団体生命保険株式会社との勤労報奨保険金による給付金（無税）を以つて充当する。

2、期末手当財源算出方法は八、二七五円に支給対象人員を乗ずるものとする。

書記局便り

廿九日　大地評執行委員会
三十日　勝立事件最終弁論
一日　九本法規研究会
二日　山ノ上事件判決
三日　災害撲滅職場大会
〃　職場大会

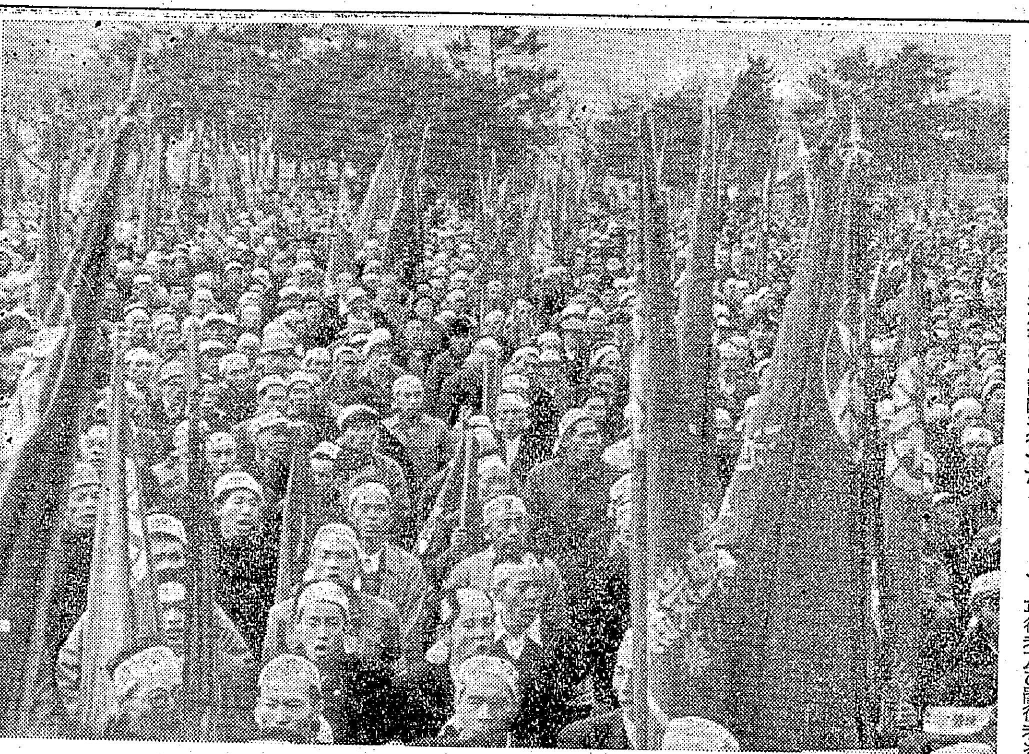

決起大會に集つた仲間達（於笹林公園）

前進

災害の絶滅を期そう

最近、炭鉱災害の頻発は目を覆わしめるものがある。

こゝ一カ年に起きた大きいものだけを拾い出して見ても、雄別茂尻のガス爆發による死亡六〇、重軽傷二八、同じく太平洋の死亡三九を筆頭に、死者だけでも日炭相浦三（落盤）、日炭高松五（同）、武内宇美一二（ガス爆發）、三菱大夕張六（同）、三井田川一〇（同）、明治赤池一一（同）等々まだ我々の記憶に生々しいところである。

これを三池に見る場合、こゝ一年の殉職者数八名、軽傷八九九名、重傷一、〇九二名、過去五カ年に遡つて累計すると、死者六四名、重傷六、九九三名、軽傷四、六五一名、総計一一、七〇八名の多数に上り、なんと在籍人員の四分ノ三近くが大なり小なり被災したという勘定になる。

× × ×

これは我々が常に生命の危険に曝されながら仕事をしていることを如実に物語るもので、職に殉じ、傷き仆れた仲間たちの上に想いをはせる時、眼頭の熱くなるのを禁じ得ないが、その氣持は次には抑え難い憤りに變つて行く。それは独占資本につらなる炭鉱経営者の責任についてゞある。災害の誘因としては、

一、合理化の実体は労働強化、賃下げ、首切りにあり、坑内の機械化でさえ労働強化のみを目的とするもので、利潤追求以外のなにものでもない。

二、この利潤追求で、ありきたりな資本家は生み出す利潤と災害による損失を常に勘定に入れ、災害防止の費用を最少限度にとゞめようと努力する。

三、政府、関係官庁と結託し、保安法規の擴大解釈をはかり、資材を節約し、保安施設の改善をサボる。

等が挙げられる。従つて我々が災害から身を守り、明るい生活を築くためには、次の対策が肝要である。

一、保安法規の厳守と、更に現行法規の特徴ともいえる但し書による緩和乃至は擴大解釈の是正

二、これを打破るためには、組合員の結束による保安優先獲得のための闘いであり、

三、自らの手による保安法規改正要求の闘いである。

× × ×

第十四回炭労大会は、徹底的な保安闘争の推進を決定、これに基き中闘は十二月三日を期して災害撲滅職場大会の開催方を指令したが、三池においてはすでに保安強化の具体策として十二月を「保安特別強調月間」とし、実施に入つている。死ぬことのない、怪我をすることのない安全な職場をつくるため、且つは變災に倒れた多くの仲間の霊を慰さめ、血の犠牲を無駄にしないためにも、我々は今後保安の問題に格段の関心と努力を払い、災害の絶滅を期さねばならない。

三鑛連臨時大会終る
積極的な統一闘争を

第十回三鉱連大会は去る十一月二十五日から会期一日延長して四日間、東京都内で開催された。議長団に石岡（芦別）、藤木（三池）の二氏を選出し、定員三十名全員出席の上、中央経過報告に始まる全議案を審議決定した。

◈長期計画闘争に關する件

これについては、一四三日の闘争成果として獲得せる、協定書の精神を本当に理解し、三鉱連六山が一体となつた強力な推進を行はない限り、真の成果は期し得ない、そのためには今次闘争を省みてと云うことで自己批判と今後の闘いの進め方について綴つた考え方を出すと云う決定をなしたが、大会終了後文章を作成することにし承認決定した。

◈經營方針變革闘争に關する件

長計闘争の関連において執行部より提案された主要点は、

（イ）長計協定書第一項経営方針に関する事項において（会社は組合が主張した「組合員の完全雇傭」を今後の経営方針における第一義的な基本としてこれを確認し、都度組合と協議してその大綱を決定する）という重大確認を行つたこのことは「首を守ることが労働組合の絶対的任務である」と説き「原因追及」に始まる企業内闘争として経営方針変革を企図しようとした三鉱連の方針は、今後の経営方針の目標を「完全雇傭（首を切らぬ、補充もする）」ことを会社側に確認させ、しかも都度協議するとなつた以上、闘争の場は異つたにしても、経営協議会を持つ必要はない。

（ロ）経営の責任、態度等「経営独善」に対し、前記（イ）の如く会社は態度を改めたし、団体交渉による途が開かれた以上、経営協議会をもつ必要もない。

（ハ）右（イ）（ロ）によつて明かになつたように、一つの突破口は完成した。この上経営協議会設置の闘いを行うことには余裕がないし、態勢があるからという伸び切つた闘争は危険である。

（ニ）そこで三鉱連としては、経営態度を是正せる会社の動向を監視し、山元闘争の成果をより効果あらしめることこそ重大である。

以上述べた理由によつて、経営協議会設置の具体的闘争を白紙とするが「経営変革」を実現せんとする思想や運動は長計協定の具体的推進その他に生かすという執行部提案を満場一致承認した。

◈從業員より職員への轉換に關する件

この問題については、三池と他五山とは完全に意見の相違を来たした。何故なら、六山の状況がまちまちであり、身分制度撤廃闘争と関連があるにしても、職員昇格を否定することが身分制度撤廃闘争のすべてではない。又、人事権は経営の最高のものであるし、身分制度撤廃闘争は今次長計闘争以上のものである。従つて下部態勢の整備強化が先決である。

大略右の如き意見が五山の考え方として、三池主張と異なり、意見調整を翌日に持越し、論議した。結果として議長集約の考え方を、

1、執行部は身分制度撤廃闘争の基本方針、具体的闘争方針等を三十一年度定期大会に責任を以つて提案する。

2、職員への転換は暫定として認める。

3、転換の具体的方法は協議決定とする。

右のように修正提案し、承認決定した。

◈諸協定改訂の件

1、労働協約については各山のメモ化、闘争不充分な点を考慮し自動延長とする。

2、内国出張旅費は身分制撤廃の中で闘う。

3、退職手当、災害協定、結婚資金等は改訂する。

以上の通り修正可決。

◈保安、發破係員に關する件

1、手当増額については専門委員会案を確認決定。

2、芦別問題を転機とせる組合、会社の協定書についても承認。

◈消防隊處遇に關する件

中央交渉経過をめぐり、種々論議するも各山の実態は甚だしく相異し、三鉱連として交渉を進めることもこれ以上困難であるという情勢の中で小委員会を構成し、調整をはかつたが、結論として中央交渉を暫く見合せ、各山に降し均一せる条件を積極的に推進するため山元闘争を展開するという小委員会提案を承認した。

以上、がい略大会経過を報告し尚細部は機関に申し述べるが、要は三鉱連という企業内労組としての統一闘争を如何にして推進するかに論議は集中した。

特に身分制撤廃闘争を闘うべき時期であり、その中で職員昇格についても方針を出すべきだとする三池の主張は了解出来乍ら尚山元の実態が大きく三池と異る他五山が現実的問題として職員昇格を認めつゝ、来るべき身分制撤廃を闘う事に決意を新にしたものである。この他五山のもてる実情を無視することでなく要は積極的統一闘争推進する為に今後三鉱連組織の強化、三社連との共闘推進の為に積極的な職場討議を乞うものである。

炭労

炭鑛災害抗議を指令
三日に抗議職場大會を終る

十一月二十四日炭労中闘委員会は「炭鉱災害抗議に関する指令」を発したが、これは同日開かれた八社ブロツク会議で確認されたもので前号既報の通りであるが、最近の炭鉱災害の続出は資本家の保安施設改善のサボが原因である。

因みに昨年の災害を省みると、昨年六月日炭相ノ浦で落盤＝死亡三、重軽傷三、同年八月太平洋春採坑でガス爆発＝死亡三九、軽傷一、同年十一月日炭高松で落盤＝死亡五、同年同月戴内宇美坑でガス爆発＝死亡一二、以上主な災害を数えあげたがこれだけでも死亡者は約六〇名を数え、今年に入るや大災害は更に増加した。即ち、本年六月三菱大夕張でガス爆発＝死亡六、重傷二五、軽傷一五、同六月友山田川でガス爆発＝死亡一〇、重傷六、軽傷二、同九月日の丸炭鉱でガス爆発＝死亡一〇、重傷一、軽傷六、同十一月雄別茂尻でガス爆発＝死亡六〇、重傷二三、軽傷五、同十一月明治赤池でガス突出死亡一一、重傷一五、軽傷四、同十一月宗像大和鉱でガス爆発＝死亡二、軽傷一、以上同じく主要災害で、これだけでも死亡者は一〇〇名を数え、しかも殆どがガス爆発事故である。

また三池での本年の災害は、八月三川坑で落盤＝死亡一、軽傷一、同九月本所で浮上ヤグラ転倒＝死亡二、軽傷八、同十一月四山坑で落盤＝死亡一、同十一月三川坑で運搬事故＝死亡一、以上の通りであるが、いかにわれわれの生命が危険にさらされ、いつ屍と変り果つるやも判らない状態にあり、被災者は勿論のこと、遺族の悲惨さはやがてわが身に及ぶことを考えるとき、ひとしく背すじに寒だつのを覚えるが、われわれの不安感を一そうし安全職場を獲得するために、利潤追及にドンヨクあくなき資本家に対して徹底的な保安闘争を展開することになつた（号外既報）

◈炭鑛災害抗議に關する件

炭鉱資本家は利潤追及のためには手段を選ばず、これまで合理化推進に当つては首切り、労働強化を押しつけ、一方資材の節約をはかり保安施設の改善をサボつてきたこの結果が最近に至り相次いで発生した重大災害となつて現われ、多くの同志、兄弟が犠牲となつた。われわれは第十四回大会においてかかる重大災害を防止するために保安闘争を進めることを決定した。戦術委員会（一一、一四）は更にこの闘いを推進するために利潤追及のためには何ものをもかえりみない資本家ならびにこれが監督すべき立場にありながらこれを見過してきた監督官庁に対し、反省を促すことを決定した。

よつて左記の通り指令する。

記

一、闘いの目的

来る十二月初旬開かれる臨時国会の冒頭において炭鉱災害について緊急質問が行われるが、これを期して政府の保安行政のサボ、資本家の保安無視に対し抗議し、世論を喚起すると共に力強く保安闘争を推進する。

一、抗議の規模

十二月三日、職場大会を最低とする実力行使を行え。

右の戦術規模及び実施方法については実情に応じて各地方本部において決定指令せよ。

一、当日は次のことを行え

1安全職場確立のための第三号指令の徹底ならびに交渉の積極的推進
2会社の保安確保実行計画究明
3会社に対し抗議文（第十四回大会で決定せるもの）を手交せよ
4保安の再点検
5中央においては保安担当者会議を開き、国会、関係官庁に対し抗議ならびに責任追及をする

これと併行して各支部も各出先機関に対し抗議を行え

以上

弁護團無罪を主張
勝立事件で最終弁論

十一月三十日午前十時から大牟田地裁で開かれた勝立売店事件公判では最終弁論と最終陳述がなされ、いよいよ十二月二十七日結審をまつばかりとなつた。即ち当日定刻には二ケ年にわたる法廷闘争の疲れもみせず、浦本由男（当時本所支部教宣部長）外三名は元気な姿で出廷、弁護団側は坂本、田中、諫山三弁護士ならびに中央からかけつけた佐伯静治、亀田得治両弁護士を迎え、菊川、花園両特別弁護人とも総勢七名で、堂々の態勢を整え、新川検事立会いの下に鍛冶裁判長係で開廷された。傍聴席は、四被告の無罪を信じ、えん暑、酷寒を克服して二星霜にわたる支援を続けてきた勝立売店の同僚組合員を初め、炭婦協会員にまもられた家族で超満員となり三鉱労組ならびに大地評傘下組合役員及び組合員の一部は法廷外から傍聴する中で弁論は開始された。

先ず坂本主任弁護人から総括的弁論に引続き諫山、花園、田中、佐伯、菊川、亀田の各弁護人から夫々無罪の主張が述べられた。

辯論の要旨

（原因）勝立売店事件の原因は昭和二十八年八月七日、三井鉱山企業合理化計画による六千名の首切りを、労働協約を無視し、正常なルールによらず一方的に強行せんとした会社側に対し、零への闘い、切られても地獄、残つても地獄の合言葉の下に一一三日にわたる強力な、しかも日本労働運動史上にまれに見る熾烈な首切り反対闘争を展開した。会社側の企業整備反対闘争切崩しの意図ならびに手段が講ぜられたのに対し、組合員は組合本来の任務である処の生活と権利を守るため、団結を固め闘争を闘いとろうとの決意に燃え執行部の態度は断固としてあらゆる妨害行為排除（具体的な例は炭婦協結成に会社が反対したのをハネ返した）の態勢を固めて闘つてきた。この反対闘争の真只中に行われた組合役員改選に際し、会社側は選挙干渉をして、組合支配、弱体化、ひいては企業整備反対闘争を崩壊させんとの挙に出たのである。

勝立売店長森下博がこの会社の方針に従つて職制上の地位を利用し不当な選挙干渉をしたことに対する調査をしたものである。この選挙干渉は憲法第二十八条の団結権、団体行動権の侵害であり、組合法第七条第三号で禁止されている組合運動に対する不当な介入である。三鉱労組としては戦術委員会で選挙干渉に関する防衛対策を検討し、会社側に選挙干渉をしないよう申入れるとともに、選挙干渉事実の有無を調査する事を決定した。会社に申入れをして間もなく、森下が選挙干渉をしたというウワサが組合に聞えて来た。そこでこの事実調査の際起きた問題であり選挙干渉こそ追及さるべきこの事件の原因である。平島及びえび原が訴因に述べてある組合員十数名と共同してスクラムで囲み、森下を蹴り、突く等の暴行を加えたとしているがこうした検察官の起訴は全く一方的で当時の不当首切撤回闘争切崩しとその手先に躍つた裏切分子のデタラメな証言供述に更に輪をかけて起訴したもので傷害はデモによつて生じたかどうか組合員は全部バンドをにぎりスクラムを組んでいたので、蹴る突く等の事は出来る証拠が十分でなく、診断書についても食い違いの点があり、もしデモ中に負傷したといつても平島及びえび原が責任を負わねばならない証拠がないので両名は無罪である。浦本及び砥上が多衆の威力を示して森下を脅迫したことに対しては浦本及び砥上は組合役員であり、情宣部員としての労働組合法第一条第二項に定められたる正当な団体行動権の行使である。刑法上の脅迫を手段とする暴力行為ではない。闘争中にありがちの組合員の誰かが畏怖心を与えるような発言をしたとしても、浦本、砥上がこの発言と同じ意志を有していたとはいえない。従つて両名についても無罪である。

右要旨に述べてある如く検察側に対して有利な証人あるいは都合のいい証言を綴りあわせたウソに基いて企業整備反対闘争を崩壊させんとする不当労働行為、選挙干渉をした使用者側の労組法違反、憲法違反を白熱化した弁論は延々六時間におよび最後に被告人最終陳述があつて午後五時十五分閉廷された。

この判決は次回十二月二十七日言渡しがある。

最後までの支援を続けよう。

期待に反した判決
保守的裁判に拭えぬ疑問

福岡地裁で二日午前十時から開かれた判決公判では藤井裁判長から次の通り言渡しがあつた。

懲役一年（求刑通り）　山本　豊
同　六月（求刑懲役十月）　森田　満明
同　（求刑懲役十月）　古賀　進
同二年六月（求刑通り）　松原　袈裟秋
以上いずれも執行猶予三年間
無罪　池田　昭二

この言渡しに立会した坂本弁護人から当日傍聴に出た組合員並に炭婦協会員に対して次のような弁護団を代表して談話があつた。

要旨

四名が有罪となつた事は多少弁護団の考えていた事と違つた判決である。裁判所は土足のまゝ住居侵入をなし、人事係長永吉国治をつれ出した事を認めている。傷害罪についても同様であるが、保守的な裁判所はまだまだ労働法についてわれわれと判断、理解の程度がちがうので判決にもそれが現われている。今後まだ闘つていかねばならない。予備的訴因については弁護の主張を容れている。池田被告の無罪は証拠不充分ということであるか、これは当然すぎるぐらい当然のことである。以上が裁判の経過であるが、今後どうするかについては、弁護団、九炭労、資本別、単産の各代表者と充分話し合つて対策をたてたい。今後の御支援を、お願いします。

年末年始を自粛
生革三期案大衆討議へ

今期（十二月―一月）は、年末年始の諸行事対策に重点がおかれねばならないが、既にこの運動開始以来三回目を迎え、本年もまた総決算の期でもあり、第一回、第二回の自己批判が必要である。従つて過去の成果と批判を行い、不徹底事項は第三次運動指標とし、継続してその達成を図ることとし、中央審議会は今期の大綱的方針を左の通り決定し、大衆討議を行うことになつた。

◇第三次（年末、年始）対策

一、虚礼廃止
(1)門松、しめ縄の廃止（色刷り印刷物に統一）
(2)御歳暮、御年玉の贈答廃止
(3)回礼廃止
(4)組合、会社の拝賀式廃止
(5)戸別回礼を廃止する
(6)新年、忘年宴会は自粛する
(7)その他

二、環境整備
(1)清そう
(2)児童対策

三、標語
(1)正月は皆な揃つて一家団らん
(2)贈答、回礼やめましょう
(3)買物は革新マークのある店で
(4)新年、忘年宴会は自粛しましよう。

以上の大綱を現在各地域分会において活発な大衆討議を行つているが、本運動を只単に三鉱労組のみの運動に止めることなく、全市民的な運動に発展させるため、去る三日、花園書記次長、山田教宣部長が市役所に坪沼助役を訪ねて、年末、年始の虚礼廃止について申入れた。これに対し助役は、貴労組の生活革命運動の趣旨に対しては、かねてから承知していた。申入れの内容は当然の事と思うので市長が出張より帰り次第協議して実施したいと思うと語つた。なお職組に対しても同様の申入を行い、特に職制への贈答品に対しては強くこれの廃止方を申入れた。

書評

「戦後日本の労働運動」

大河内一男著

九大助教授　奥田　八二

大河内教授はマルクス主義者ですか…、いつか九大の学生からこのような質問を受けたことがある。さあ、そのようにも見えますネ、と私は答えた。大河内教授は現在日本で、労働問題についての著書論文を最も精力的に発表されている学者の一人で、その深い学殖と、流暢な文章は多くの読者を引きつける魅力をもつている。

今日、日本の労働運動は終戦後再出発して以来すでに十年の体験を積んだ。そして組合運動の主流は一昔以前からの来し方を反省して新しい方向を模索しようとしている。そのような労働界の動きに敏感に応じた学者の労作として、氏の本書が世に問われているわけだ。本書はわかり易い文章だが、理論的水準は非常に高い。組合員諸君が十年の自分の体験にてらしながら、よく考えながら本書を読まれるなら、本書から多くの貴重な理論を汲みとることができるだろう。しかし、読者の頭が著者に似た頭の構造をもつていないなら読んだ後で、何かつかみ所のない、何か満ち足らぬ感じをもたれるかも知れぬ。とくに組合員諸君は労働運動の当事者で、氏のように「学者」でないから、不満を持たれるかも知れない。それならそれで著者は満足されるだろう。大河内教授はそういう人である。氏は組合員が拍手喝才して迎えてくれることに満足できる人でないだろうから。最左翼から最右翼にいたるまで、どの派の組合員にとつても氏に対する感じは似たものだろう。

右のようなつもりで本書を読まれるなら本書は誠に立派な戦後十年の日本労働運動の解説書要約書　批判書である。

【岩波新書「定価百円」】

お買いものは　ゼヒ　革新商店連盟の加盟店で

御來店をお待ち致しております
本田自転車店
東新町二（三作前）　TEL 3925

新しいチケツトが出來ました。
お正月が近まりました。　クツ・カバンの御用意は…………
なんでも揃う　井上　を御利用下さい。
革商連の店　三鉱労組指定店　靴・カバンの井上　築町 TEL 3059

＝洋服の御用命は＝
遠藤洋服デパート
紳士服・學生服
婦人服・子供服
旭町商店街
電話三六二番